

## 今後の社会内処遇の在り方に関する検討会（第4回）議事概要

### 1 日時

令和4年3月15日（火）9：30から12：30まで

### 2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

### 3 出席者（五十音順、敬称略）

（構成員）稲葉保、嶋田洋徳、田島佳代子、宮永耕、森久智江  
（保護局）青木出、生駒貴弘、中臣裕之、平畑昇平、守谷哲毅

### 4 議事次第

- ・ 開会
- ・ 報告等  
刑法等の一部を改正する法律案について
- ・ 協議
  - (1) 前回議論の振り返り
  - (2) 再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方について
  - (3) まとめ
- ・ 閉会

### 5 議事概要

冒頭、生駒観察課長から挨拶が行われ、その後、協議が実施されたところ、構成員の主な意見等は以下のとおり。

#### （1）再度の保護観察付執行猶予者に対する保護観察処遇の在り方について

・再度の保護観察付執行猶予者について、必ずしもその保護観察処遇、とりわけ指導監督を強化することが、社会生活の立て直しや再犯をしない生活につながるとは限らない。一人一人の状況を見直し、それに合わせて処遇方法を多様化し、時宜に応じて変更していくという柔軟な姿勢が重要である。

・CFP の中で、再犯につながった要因をしっかりと吟味し、初回と同じ実施者や場所ではない、別の環境を提供することが望ましい場合があることも処遇方針を立てる上で検討すべき重要な点である。

・再度の保護観察では、同じ保護観察官が担当することも考えられるが、その場合には、他の保護観察官の助力を受けることや関係機関の方の支援を得て対応することも大事である。

・本人自ら自分自身の処遇に計画策定の段階から参画していくということが、本人の自己理

解、自己コントロールの向上につながるため、CFPの結果を可能な限り本人と共有し、努力する目標への動機付けができるようにすることが望ましい。

- ・少年鑑別所への鑑別の依頼について、長い時間を掛けられないことから、ある程度決まったメニューを作るなどすると、保護観察所としても活用しやすいのではないかと。

- ・薬物事犯者の場合、再度専門的処遇プログラムを義務付けるということであるが、指導者のスキル次第で再度の受講を意味があるものにできる。そのため、自庁に限らず、中央研修も実施するなどして、指導者側が必要なスキルを身に付けていくことが重要である。

- ・プログラムの対象者に、自分がどんな場面でどんな指導を受けてきたのかを客観的に把握させ、それを次の支援機関で本人自ら説明できるようにすると、関係機関間での一貫した支援の実施につながる。それを促す仕組みとして、保護観察所が実施しているプログラムの内容や技術を、関係機関と共有するための技術講習会のような取組を実施できると、保護観察所としても関係機関としてもお互いの技術向上の機会につながる。

- ・薬物依存に関する専門的援助は、SMARPPが中心となると思われるが、民間ではいろいろなやり方が試行的に取り組みされており、SMARPP以外の選択肢もあるということを保護観察対象者となる方たちにも周知し、自分でどのような援助を受けるのが選択できるような支援の設計となることが望まれる。

## (2) 専門的援助について

- ・専門的援助について、どのようなものがあるかという情報提供をして、事前に動機付けることはもちろん必要であるが、経験させる中で、本人に少しでもやってみようという気持ちにさせるというテクニックもある。保護観察所は、専門的援助の受講を義務付けつつ、又は国の専門的処遇プログラムを受けさせる中で、専門的援助を受ける動機付けを継続して実施していく工夫をすることも大切である。

- ・専門的援助を受ける意欲のある保護観察対象者については、特別遵守事項でその受講を義務付けるのではなく、状況を見守りつつ、実施主体と協議を行って処遇の方針を共有して進めていくことも考えられる。

- ・ダルクは自由放任ということではないが、ルールがないのがルールという部分があり、ミーティング参加以外の生活場面では、規則を守ることに集中する代わりに回復途上者の関りの中で自ら考え判断し、ミーティングで自己に向き合い回復に集中させることを大事にしており、ほかの制度と関わるほど、その本質が後退していく可能性がある。ただ、こうしたダルクの在り方が多様性を生み、効果も上げてきているのも確かなことであり、同じ方向を向いて連携してやっていくにあたって、保護観察所の方でも関係機関の活動の目的や理念を十分に理解し、尊重してもらいたい。

- ・専門的援助の制度では、民間の実施主体と関わる以上は、個人情報扱いに配慮することも示すことが重要である。

- ・保護観察所は、更生保護施設等の関係機関に対して、保護観察対象者に専門的援助の受講の機会を提供してもらおうという新たなことを依頼することになるので、当然その手当につ

いても検討してほしい。

・専門的援助の受講を特別遵守事項で義務付けるということで、理論上は専門的援助の実施主体に専門的援助を受けなさいと指示する権限はないものの、最前線の現場では微妙な問題が出てくると思われるので、実施主体と保護観察官の役割分担をきっちりとしておいてほしい。

### (3) 関係機関との連携について

・本人が自分の人生を生きること、そのためにどのように生活していくかに目を向けていかないと、犯罪行為に至らない生活にはつながらない。再犯防止のために、再犯そのもののリスクや監視に限定して注目していけばいくほど、再犯をしない生活の実現からは遠ざかってしまう可能性も考慮していく必要があると思われる。そのことに留意して、周りの刑事司法機関以外のものを持っている自律性や独立性に配慮しながら連携していくことが非常に重要であると思われる。

・社会福祉の援助の中では、刑事司法機関と組んで支援をするという事例はまだ少なく、今回の法改正も一つのポイントとして、保護観察所を中心に実際の連携を体験し、実践を通して意味のある支援を実現させていくことが望まれる。

・関係機関と連携するに当たっては、保護観察所や地方更生保護委員会が自らがどこまで何をするのかを明確にして役割分担をしていくことが大切である。